

説 明 書

「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事における公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告(以下、「**手続き開始の公告**」という。)に基づく競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

なお、この説明書と**手続き開始の公告**に齟齬がある場合は、**手続き開始の公告**を優先するものとする。

1 公告日 令和7年5月1日

2 契約条項を示す場所

山口県農林水産部森林企画課林業振興班

(所在地)〒753-0813 山口市滝町1-1 山口県庁本館棟10階

(T e l) 083-933-3450

(F a x) 083-933-3479

(E-mail) a17700@pref.yamaguchi.lg.jp

3 工事概要等

- (1) 工事名 「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事
- (2) 工事場所 山口市阿知須字遠石 地内
- (3) 工事等内容 **手続き開始の公告**2(3)及び別添位置図のとおり

4 競争参加資格

競争参加資格は、**手続き開始の公告**3のとおりとする。

5 競争参加資格確認申請書等の作成及び確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、**手続き開始の公告**3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料等を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 提出資料の作成については、「競争参加資格確認申請書のチェックリスト」を活用するなど、添付資料の漏れが無いことを確認すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

申請者は、競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む)を作成し、提出するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 用紙規格

各様式は、日本産業規格A列4番により作成すること。

イ 資料の製本

資料は、下記1)～6)(必要な事項のみ)とし、1)競争参加資格確認申請書及び誓約書(第1号様式)

又は、2)誓約書(第2号様式)を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付すこととする。

【例】1/〇〇～〇〇/〇〇等

- 1) 競争参加資格確認申請書及び誓約書(第1号様式)
- 2) 誓約書(第2号様式)
- 3) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書(第3号様式)
- 4) 設計技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書(第4号様式)
- 5) 配置技術者の資格調書(第5-1号様式)
- 6) 配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書(第5-2号様式)
- 7) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

ウ 第1号様式(競争参加資格確認申請書及び誓約書)

主たる営業所が確認できる書類の写しを添付すること。ただし、他の書類に添付した書類で確認できる場合には、二重に添付する必要はない。また、確認できる資料として利用できる書類は、概ね次の書類が考えられるので、申請する際の参考とすること。

- ・建設業許可通知書等

エ 第2号様式(誓約書)

記載した営業所等が確認できる書類の写しを添付すること。ただし、他の書類に添付した書類で確認できる場合には、二重に添付する必要はない。また、確認できる資料として利用できる書類は、概ね次の書類が考えられるので、申請する際の参考とすること。

- ・主たる営業所・・・総合評定値通知書、建設業許可通知書等
- ・建設業法第3条第1項の営業所・・・建設業許可申請書及び別表又は変更届
- ・建設業法第3条第1項の営業所以外の営業所又は工場等・・・登記簿謄本、固定資産税の課税証明等

オ 第3号様式(共同企業体競争入札参加資格審査申請書)

カ 第4号様式(設計技術者に関する雇用関係等証明資料添付書)

設計技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(健康保険証等)の写し及び要件を満たすことを確認するための資料として一級建築士又は二級建築士の資格を有する証明書類の写しを第4号様式に添付すること。

キ 第5号様式(配置技術者の資格調書)

- 1) 配置予定者の氏名欄は、添付資料と整合を図ること。
- 2) 配置技術者は、3名まで申請することができる。ただし、この場合は、配置技術者ごとに別葉とする。
- 3) 法令による配置資格欄は、配置予定者が満たす建設業法上の現場配置資格について、該当する項目に○を付すこと。
- 4) 法令による配置資格欄に記載された要件を満たすことを確認するための資料として、次に掲げる資料を添付すること。なお、下記(イ)及び(ウ)については、第5-2号様式に添付すること。
 - (ア) 建設業法第7条第2号のイ及びロの場合
実務経歴証明書(建設業許可申請書付属様式第9号)
 - (イ) 建設業法第7条第2号のハの場合
所有する国家資格が確認できる書類の写し
 - (ウ) 建設業法第15条第2号のイからハの場合
監理技術者資格者証(裏面を含む。)の写し及び監理技術者講習修了証の写し(ただし、監理技術者資格者証の裏面に、監理技術者講習に関する記載がある場合は、不要とする。)
- 5) 配置技術者の重複状況欄については、申請する配置技術者が、他の入札案件(公共工事、民間工事の別及び施工中、入札手続中の別を問わない。)等に重複する場合に、その案件の名称等を記載すること。
- 6) 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(健康保険証等)の写しを第5-2号様式に添付すること。ただし、監理技術者証により確認できる場合は、この限りではない。

(4) 無資格者への理由の説明

ア 苦情申し立て

競争参加資格非適合の通知を受けた者は、非適合理由に不服がある場合、非適合理由説明申請書(第6号様式)を提出することができる。

イ 苦情申し立てへの対応

契約担当者は、アの提出があった場合及び再苦情の申立てがあった場合には、「建設工事等における入札・契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」及び「山口県入札監視委員会運営要領」の定めを準用し、適切に対応しなければならない。

(5) 競争参加資格の最終確認

契約担当者は、競争参加資格を有するとされた特定通知を受けた者から、競争参加資格申請書類の内容について(第8号様式)を提出させ、特定通知を受けた者の競争参加資格に変更がないことを確認するものとする。

なお、内容に変更があった場合は、再度確認するものとする。

6 技術提案資料の作成・提出及び優先交渉権者の選定等

(1) 技術提案書の作成

技術提案書の提出に係る申請書は、第7号様式により作成すること。

技術提案資料の作成にあたっては、下記項目について第8号様式に基づき簡潔に記載すること。

- ・提案書は、A4サイズ片面20枚以内(ただし図表についてはA3折込も可)とし、文字サイズは10.5ポイント以上とし、ページ番号を付すこと。
- ・提案書には下記の内容を記載し、評価基準の項目ごとに、アピールポイントをわかりやすく作成すること。

ア 提案目的物の概要図(完成予想イラスト)

イ 配置計画図

ウ その他説明に必要な最小限の図面(製品の寸法や材質のわかる構造図、平面、立面、側面図等)

エ 工程計画書

- ・完成予想イラスト等は誇大な表現は避け、実現性のある表現とすること。
- ・工程計画書は、設計、製造、施工までの作業工程計画書を作成すること。
- ・なお、必要に応じて、補足資料(パンフレット、論文等の抜粋版)を添付することも可とし、その場合には枚数の制限は設けないが、必要最小限の箇所を抜粋版として添付し、技術提案の根拠となる箇所について、アンダーライン等で明示すること。
- ・提案書及び補足説明資料には、会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

(2) 参考見積書(設計業務及び建設工事)

競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格が確認された者は、技術提案を踏まえた設計業務の参考見積書及び建設工事の参考見積書(概算)を提出すること。提出様式は特に定めないが、A4判に記載し、技術提案書と同時に提出すること。いずれの参考見積書も税込みとする。

なお、参考見積書の提出に当たっては、建設工事において、工事の支障等となる既存樹木の伐採・伐根・草刈り及び既存構造物の撤去及び廃材処分に係る工事は発注者が実施するので、本業務の工事内容には含まない。

(3) 技術提案の非選定理由の説明

ア 技術提案について、非選定であると通知された者は、非選定の理由に不服がある場合、契約担当者に対して、非選定理由説明申請書(第10号様式)を提出することができる。

- 1) 提出期間：手続開始の公告別表1 ⑰に示す期間
- 2) 提出先：2に同じ
- 3) 提出方法：持参により提出すること。

イ 契約担当者は、アの提出があった場合には、「建設工事等における入札・契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」及び「山口県入札監視委員会運営要領」の定めを準用し、適切に対応しなければならない。

(4) 技術提案の評価の通知に関する問合せ

ア 参加者は、契約担当者に対し、通知があった日の翌日から起算して5日以内に、持参又はFAXで問合せをすることができる。問合せ先は2に同じとし、問合せ様式は第10号様式とする。

イ 契約担当者は、上記による問合せがあった場合、7月29日までに当該問合せをした者に対し、メールにより説明する。

(5) 見積書の作成

ア 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書等の提出方法等を通知する。

イ 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。

(6) 価格等の交渉及び成立

ア 優先交渉権者と発注者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、優先交渉権者は見直した条件により再度見積書を提出する。

イ 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、上記6(5)イと同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。

ウ 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機材別で内訳を提出せず、1式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第29条に基づく請求の対象外とする。

エ 上記アに基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確立するものとする。

(7) 価格等の交渉の不成立

- ア 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、交渉が不成立となった優先交渉権者に非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- イ 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、係る秘密情報を第三者に開示してはならない。

7 競争条件

(1) 競争参加心得

競争参加者は、手続開始の公告、この説明書及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、下記事項に留意して参加しなければならない。

- ア 競争参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、競争の公平性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- イ 競争参加者は、競争にあたっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と技術提案書の内容及び参考見積書の価格又は競争参加意思についていかなる相談も行わず、独自に技術提案書の内容及び参考見積書の価格を定めなければならない。
- ウ 競争参加者は、契約者の決定前に、ほかの競争参加者に対して技術提案書の内容及び参考見積書の価格を意図的に開示してはならない。

(2) 制度要領及び各種様式

本工事に関連する制度要領及び各種様式については、山口県土木建築部技術管理課ホームページに掲載するので、契約者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。

ア 請負契約後提出様式

○設計業務関連

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23435.html>

○建設工事関連

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/shinsei/koji_keyakyosiki.html

イ 公共工事における通知手続きについて

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23412.html>

ウ 共通仕様書参考様式集

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html>

(3) 競争の辞退

ア 辞退の自由

競争参加資格確認申請書を提出した者で、この競争に参加することを希望しない者は、優先交渉権者選定までの間は、いかなる場合でも辞退することができる。

イ 辞退の方法

辞退する場合は、2の場所に書面により届け出ること。

ウ 辞退者の保護

辞退したことにより、その後の指名等に不利益を与えることはない。

エ 辞退の撤回

辞退届を提出した者は、いかなる場合でも撤回することができない。

(4) 競争の延期

次に掲げる事由に該当する場合は、競争を延期する。

ア 競争参加者が連合し、不穏な行動を起こす等、公正な競争ができないと認められる場合で、競争を延期することが適当であると判断された場合。

イ その他発注者が必要と認める場合

(5) 競争参加資格の変更又は喪失

競争参加資格確認申請書の提出後に、やむを得ない事由により競争参加資格に変更等が生じた者については、次のとおり取扱う。

ア 競争参加資格の変更

随意契約の相手方の決定までの間に競争参加資格にやむを得ない変更が生じた者は、直ちに当該変更事項に係る競争参加資格確認資料を、2の場所に持参により提出しなければならない。(ただし、設計技術者及び配置技術者の変更に関するものを除く。設計技術者及び配置技術者の変更は、7(8)ウによること)この場合において、競争参加資格適合の通知を行った後である場合は、当該変更事項について再

度審査し、競争参加資格の適合・非適合を通知するものとする。

イ 競争参加資格の喪失

随意契約の相手方の決定までの間に競争参加資格を喪失した者は、辞退届を持参又は郵便により提出しなければならない。

(6) 契約の締結

ア 契約書の作成

特定通知を受けた者は、手続開始の公告、説明書により指定された契約約款を使用して契約書を作成し、契約を締結する日までに発注者に提出しなければならない。

イ 契約の解除等

特定通知を受けた者が契約締結までの間に競争参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(7) 契約保証金

ア 納付又は提供

手続開始の公告によって契約の保証が求められている場合は、契約書の提出と同時に、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付又は提供しなければならない。(契約保証金の全部又は一部を免除された場合を除く。)

イ 留意事項

契約保証金を納付又は提供するにあたっては、次の事項に留意すること。

1) 契約保証金の納付又は有価証券(利付国債であって無券面化していないものに限る。)の提出。

(ア) 別途送付する「契約予定工事通知」のⅡ(1)に記載する保証額相当の金銭を、発注者へ持参すること。ただし、契約予定価格が2億円以上の案件における提出場所については、発注者が別途指示する。

(イ) 利付国債の利札は、切り取られていないものを提出すること。ただし、利息支払日が到来している利札については、切り取られていても良いものとする。

2) 金融機関の保証又は保証事業会社の保証の提供

(ア) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関の保証書又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書を提出すること。

(イ) 保証書の宛名は、契約担当者名(山口県知事村岡嗣政)とすること。

(ウ) 保証債務の内容は、「工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払」とすること。

(エ) 保証書に記載される工事名は、正確なものとする。

(オ) 保証金額は、別途送付する「契約予定工事通知」のⅡ1に記載する保証額以上とすること。

(カ) 保証期間は、工期を含むこと。

(キ) 保証債務履行の請求有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保すること。

3) 履行保証保険証券(定額填補方式に限る。)又は公共工事履行保証証券の提供 2)の(イ)から(カ)に定めるところによる。

ウ 契約書への記載契約書を提出する際は、工事請負契約書頭書の5「契約保証金」欄に次表のとおり記載すること。

| 保証の種類 | 記載方法 |
|------------|-------------------------|
| 現金納付 | 納付する金額を記載する。 |
| 有価証券 | 担保として提供する有価証券の額面額を記載する。 |
| 金融機関の保証 | 保証書の保証限度額を記載する。 |
| 保証事業会社の保証 | 保証書の保証金額を記載する。 |
| 履行保証保険証券 | 「納付の免除」と記載する。 |
| 公共工事履行保証証券 | 「納付の免除」と記載する。 |
| 免除 | 「免除」と記載する。 |

エ 変更

契約内容に変更があったことにより、契約保証金の額等を変更する場合は、次のとおり取扱う。

1) 請負金額を増額する場合

変更後の請負代金の額が当初の契約金額の2倍以上となるときは、契約保証金の額を変更後の請負代金の額の10分の1以上となるように増額変更する。ただし、工期末に行う精算設計変更の場合

及び当初契約保証金の納付を要しないとしていた場合は除く。

このほか、発注者が特に必要があると認めるときは、契約保証金の額を変更後の請負代金の額の10分の1以上となるように増額変更する。

2) 請負金額を減額する場合

受注者は発注者に対し、契約保証金の額を変更後の請負代金の額の10分の1以上となるように減額変更するよう申し出ることができる。ただし、有価証券及び履行保証保険の場合は、減額は行わない。

3) 工期を変更する場合

金融機関の保証又は履行保証保険の場合は、変更後の保証期間が変更後の工期を含むよう変更する。

オ 返戻

工事が完成した場合で、契約保証金の返戻を受けようとする場合の取扱いは、次のとおりとする。

| 保証の種類 | 払戻の申請方法 |
|------------|---|
| 現金納付 | 契約保証金還付請求書及び保管証書を発注者に提出すること。 |
| 有価証券 | 保管有価証券払出証交付請求書及び保管証書を発注者に提出すること。 |
| 金融機関の保証 | 保証証書(証券)返戻申出書兼受領書を発注者に提出すること。 |
| 保証事業会社の保証 | 原則手続きを要しないものとする。ただし、県外の支店が保証した場合は必要となることがあるので、その場合は、保証証書(証券)返戻申出書兼受領書を発注者に提出すること。 |
| 履行保証保険証券 | 手続きを要しない。 |
| 公共工事履行保証証券 | 手続きを要しない。 |

(8) 設計技術者、現場代理人及び配置技術者

ア 現場代理人

現場代理人の配置については、現場代理人取扱要領の定めによる。

なお、同要領における現場代理人の資格要件に記載された「直接的な雇用関係」については、配置技術者の例による。

イ 設計技術者、配置技術者の雇用関係

1) 設計技術者の雇用関係は、受注者と直接的な雇用関係〔第三者の介入する余地のない一定の権利義務関係(賃金・労働時間等)〕が存在する者であること。

2) 配置技術者と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて(令和7年1月28日国不建第147号)」(以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。)における「二・四監理技術者等の雇用関係」によること。

ウ 設計技術者及び配置技術者の変更

設計技術者及び配置技術者の変更については、下記のとおり取扱う。

1) 随意契約の相手方の決定前

特定通知を受けた者が提出する「競争参加資格申請書の内容について」(第9号様式)において変更を行う場合を除き、申請した設計技術者及び配置技術者を変更できないものとする。なお、第9号様式により設計技術者及び配置技術者の変更を行う場合、競争入札審査会において、再度審査し、競争参加資格の適合・非適合を通知するものとする。(手続開始の公告時に提示した要件により、変更前の者と同等以上の評価を受けることができる者で、第9号様式に添付された証明資料により、それを確認できる者に限り変更を認める。)

2) 随意契約の相手方の決定後契約締結前

設計技術者及び配置技術者の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職又は転勤等の真にやむを得ない場合に限り認める。

なお、設計技術者及び配置技術者の変更は、手続開始の公告時に提示した配置の要件について、変更前の設計技術者及び配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。

3) 契約締結後

設計技術者の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職又は転勤等の真にやむを得ない場合に限り認める。

なお、設計技術者の変更は、手続開始の公告時に提示した配置の要件について、変更前の設計技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。

配置技術者の変更は、「監理技術者等(監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)の途中交代の取扱いについて」に記載された事由に該当する場合のみ認める。

エ 配置技術者の専任期間

配置技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三(2) 監理技術者等の専任期間」によること。なお、専任を要さない期間のうち、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)は、下記のとおり取扱う。

他の工事に従事している配置技術者が当該工事と重複する可能性がある場合、現場施工に着手する時点(特記仕様書に定めのある場合を除き、工事開始日以降30日以内)から当該工事に専任できる場合は、現場施工に着手するまでの間は配置技術者の専任を要しない。

オ 設計技術者、現場代理人及び配置技術者の兼任

設計技術者、現場代理人及び配置技術者については、これらの兼任を認める。

8 指示事項

(1) 施工管理基準等

受注者は、本工事の実施にあたっては、手続開始の公告日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」、「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。

これらの共通仕様書、施工管理基準は、技術管理課ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23447.html>

(2) 法令の遵守

受注者は、本工事の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

(3) 産業廃棄物

6(6)イの見積書において、産業廃棄物の最終処分を見込む場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象となくなつた場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

(4) 適正な下請契約及び施工体制の確保

ア 受注者は、契約書とあわせて「現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届」を提出すること。

イ 受注者は、下請契約を締結した場合、工事着手前までに「施工体制台帳の写し(添付書類も含む。)」及び「施工体系図の写し」を提出すること。

ウ 受注者は、一次下請負人が二次以下の下請負人又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。また、法令に違反したときには、是正を求めること。

エ 受注者は下請負人に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下請代金を設定すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とする等支払条件の向上に努めること。さらに受注者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

オ 受注者は、「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会決定)等に基づいて建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることのないよう、適正な工期で下請負人と請負契約を締結すること。

カ 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、下請負人が実施する労働災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額による下請契約の締結に努めること。

(5) 社会保険等未加入対策

ア 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(令和4年3月30日国不建キ第39号)」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含んだ額による適正な下請代金を設定すること。

イ 受注者は、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条、及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務があるにもかかわらず

ならず、これを履行していない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者)と特別の事情により下請契約(一次下請契約に限る)を締結しようとする場合は、その理由を付した書面を事前に提出し発注者の承認を得ること。

なお、契約書第7条の2第3項に規定する違約罰(制裁金)を課された場合、契約違反(「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の措置基準「4 契約違反」をいう。以下同じ。)として取り扱い、指名停止措置による対応として工事成績評定点を上限20点として10点以上減点する。

(6) 県内資材の活用

ア 受注者は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、施工する工事に要する資材の調達に当たり、指定主要資材(別表1に掲げる資材)については、県内産資材(県内工場等で製造した資材)を購入すること。この場合においては、次の事項に留意すること。

1) 工事完成までに指定主要資材について、県内産資材であることが確認でき、また、購入実績が確認できる資料(集計表等)を工事打合簿に添付して提出すること。なお、提出した集計表等の根拠資料(納品伝票の写し等)は監督職員等が請求した場合に提示することとし、提出は不要とする。提出された資料により県内産資材の活用が確認できない場合は、工事成績評定点を8点減点する。また、不誠実な行為(「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表1の措置基準「26 不正又は不誠実な行為」をいう。以下同じ。)として取り扱うことがある。

2) 指定主要資材について、無断で県外産資材を使用した場合は、1)と同様の取扱いとする。

3) 受注者の責によらない理由により、指定主要資材について県内産資材の活用ができない場合には、「工事材料使用承諾願」の提出に先立ち、その理由を記した書面、及び調達できないことを証明する生産者からの書面等を監督職員に提出の上、承諾を得ること。この場合、工事成績評定点の減点及び不誠実な行為としての取扱いは行わない。なお、この場合、県内代理店等(本社の所在地に関わらず、県内にある販売代理店・営業所・工場等)から当該資材を購入するよう努めるものとし、県内代理店等から購入しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

4) 受注者が、指定主要資材に代わり、同等機能を有する指定主要資材以外の資材の使用を希望する場合、県内産資材を使用する場合にのみ認める。

5) 設計変更に伴う資材の追加分及び数量の増加分についても、1)から4)と同様の取扱いとする。

イ 受注者は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、指定主要資材以外の資材の調達に当たっては、原則として、県内産資材を購入、又は県内代理店等から購入することとし、使用材料については「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

なお、県内産資材を購入しない場合、及び県内代理店等から購入しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

(7) 県内建設業者の下請活用

受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、原則として、県内建設業者を活用すること。

なお、県内建設業者を活用しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

(8) 技術提案書に係る評価事項

ア 受注者は、技術提案内容のうち、点が付与された項目については、技術提案資料に沿った設計及び施工をすること。

受注者の責により提案内容を満足する業務及び施工が行われない場合は、再度の業務及び施工を行わせる。再度の業務及び施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定を技術提案の評価項目の各項目につき8点減点とする。ただし、減点の上限は20点とする。

また、不誠実な行為として取り扱うことがある。技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。

なお、技術提案の設計において、発注者との協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は、施工条件の変更、災害により受注者の責めに寄らない理由による技術提案の不履行については、この場合ではない。

イ 本工事完了後、技術提案資料に関する不履行等が発覚した場合は、アと同様の取扱いとする。

(9) 排ガス対策

排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書(1-1-31の6)による。

これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械(機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等)について監督職員と協議し、承諾を得ること。

※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ホームページを参照のこと。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html

(10) 建設リサイクル

ア 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」(以下「省令」という。)の対象工事となる場合は、次の各号によらなければならない。

- 1) 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。
- 2) 法第13条及び省令第7条の規定する書類を監督職員に提出すること。
- 3) 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条及び省令第7条に基づく書面にに基づき作成される。
- 4) 法第13条及び省令第7条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。
 - (ア) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。
 - (イ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。
- 5) 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

イ 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用(促進)計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成すること。

なお、COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のEXCELデータを提出すること。

※建設副産物情報交換システムを参照のこと。 <http://www.recycle.jacic.or.jp/>

ウ 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壤汚染対策法等の手續状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

(11) 建設発生土

現場内及び公共工事間の流用に努めるものとし、やむを得ず残土が発生する場合は、別添「残土仮置場位置図」に明示された残土仮置箇所に運搬すること(残土仮置箇所への運搬費及び整地費を計上すること)。

ただし、実施工程において公共工事間での調整が可能な場合は残土仮置きから流用に変更することや、公共残土処理場への処分に変更する場合がある。その場合は変更設計の対象とする。

(12) 各種調査への協力

ア 公共事業労務費調査

- 1) 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2) 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力すること。また、本工事の経過後においても、同様とする。
- 3) 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なうこと。
- 4) 受注者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、受注者は当該下請け工事の受注者(当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めること。

イ 施工合理化調査等

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査(施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査)の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

ウ 建設副産物実態調査

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

エ 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査

受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。

(13) 暴力団等の排除

ア 暴力団等(暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。)から不当介入(不当要求及び工事妨害をいう。)を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出る]こと。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、不誠実な行為による指名停止を検討する。

イ 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

ウ 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

エ 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

(14) 標示施設等の設置

工事現場における標示施設等については、「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事標示板の工事内容及び工事種別の記載は、施工条件書によることとする。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html#9>

(15) 電子納品

「土木工事の電子納品実施要領」に基づき電子納品を行うこと。ただし、指名競争入札又は見積合わせに付する工事においては、電子納品を実施しないことができる。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/

(16) 公共工事の一斉土曜閉所の取組

建設業における将来の担い手の確保・育成に向け、建設現場の週休2日を実現するため、国・県・市町等の県内の発注機関が発注する工事において、一斉土曜閉所の取組を実施する。

なお、現場閉所実施日においては、終日、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わないものとする。

(17) 施工計画書作成時チェックシート

受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。

「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、技術管理課ホームページから入手すること。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

(18) 快適トイレ

建設現場を男女ともに働きやすい建設現場とするため、受注者は、快適トイレを積極的に設置すること。

なお、快適トイレ設置に係る費用の全部もしくは一部を発注者が負担する。

運用については、「土木系工事における快適トイレの実施要領」を参照のこと。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

(19) 週休2日の取組みについて

本工事(設計業務含む)は週休2日工事(現場閉所型)の指定工事としており、実施要領等については、技術管理課ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>

(20) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事について

本工事(設計業務除く)は建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事としており、試行要領等については、技術管理課ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

残土仮置場位置図



地理院地図（電子国土 Web）を加工して作成

| | | | | |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|--|
| コンクリート 二次製品 | 側溝 | U形側溝用蓋(1種) J I S 5 3 7 2 | 240 330×45×600 | 県内全域で指定 |
| | | | 300 400×60×600 | |
| | | | 360 460×65×600 | |
| | | | 450 560×70×600 | |
| | | | 600 740×75×600 | |
| | | U形側溝用蓋(2種) J I S 5 3 7 2 | 240 330×100×600 | |
| | | | 300 400×100×600 | |
| | | 道路用鉄筋コンクリート側溝(1種) | 250 25×25×200 | |
| | | | 300A 30×30×200 | |
| | | | 300B 30×40×200 | |
| | | | 300C 30×50×200 | |
| | | 道路用鉄筋コンクリート側溝(1種) | 400A 40×40×200 | |
| | | | 400B 40×50×200 | |
| | | | 500A 50×50×200 | |
| | | | 500B 50×60×200 | |
| | | 道路用鉄筋コンクリート側溝(3種) | 250 25×25×200 | |
| | | | 300A 30×30×200 | |
| | | | 300B 30×40×200 | |
| | 300C 30×50×200 | | | |
| | 400A 40×40×200 | | | |
| | 400B 40×50×200 | | | |
| | 500A 50×50×200 | | | |
| | 道路用側溝蓋(1種) J I S 5 3 7 2 | 250 362×90×500 | | |
| | | 300 412×95×500 | | |
| | | 400 512×110×500 | | |
| | | 500 622×125×500 | | |
| | 道路用側溝蓋(3種) J I S 5 3 7 2 | 250 362×90×500 | | |
| | | 300 412×95×500 | | |
| | | 400 512×110×500 | | |
| | | 500 622×125×500 | | |
| | プレキャスト L型擁壁 | コンクリート擁壁L型 | H800mm～H3,500mm | |
| | | コンクリート擁壁L型(S型) | H800mm～H3,500mm | |
| コンクリート擁壁L型(P型) | | H800mm～H3,500mm | | |
| ボックスカルバート | RCボックスカルバート | 内幅 600mm～内幅 5,000mm | | |
| | PCボックスカルバート | 内幅 600mm～内幅 5,000mm | | |
| その他 | 植樹帯用ブロック | 15/18×35×60cm | | |
| | | 10/12×15×60cm | | |
| | コンクリート境界杭(山口県) | 12×12×80cm | | |
| | | 12×12×50cm | | |
| | 境界杭基礎 | 32cm×32cm×20cm | | |
| | 歩車道境界ブロック(山口県) | 一般部用 16/20×30×60 77kg | | |
| | | 一般部用 16/20×30×243 309kg | | |
| | | バス停部用 13/20×25×60 63kg | | |
| | | バス停部用 16/20×30×243 25kg | | |
| | | 横断歩道部 20*10*60(片側面取り) | | |
| | | 乗入 20*12*60(両面取) | | |
| 乗入 20*5/10*60 | | | | |
| プレキャストガードレール基礎 | B・C種 P=30kN | | | |
| 砕石 | 砕石 | 割栗石 | 150～50mm | 県内全域で指定 |
| | | | 200～150mm | |
| | | クラッシュラン | C-40 | |
| | | | C-30 | |
| | | 粒度調整砕石 | M-40 | |
| | | | M-30 | |
| 石材 | 港湾石材 | 捨石 | 5～100kg | 下記を除く地域で指定 ・岩国土木建築事務所の所管区域内 ・柳井土木建築事務所の所管区域内のうち、 |
| | | 裏込材 | 5～100kg | |

| | | | | |
|-----------|-----------|-------------|-----------------------------|---------|
| アスファルト混合物 | アスファルト混合物 | 再生アスファルト混合物 | 粗粒度アスコン(20) | 県内全域で指定 |
| | | | 密粒度アスコン(13) | |
| | | | 細粒度アスコン(13) | |
| | | | 安定処理材 | |
| | | | 密粒度アスコン(20) | |
| | | | 粗粒度(20),ポリマー改質Ⅱ型, DS3000 以上 | |
| | | | 密粒度(20),ポリマー改質Ⅱ型, DS3000 以上 | |
| | | | アスファルトモルタル | |
| | | アスファルト混合物 | 排水性(13) DS3000以上 | |
| | | | 粗粒度アスコン(20) | |
| | | | 密粒度アスコン(20) | |
| | | | 密粒度アスコン(13) | |
| | | | 細粒度アスコン(13) | |
| | | | 開粒度アスコン(13) | |
| | | | 密粒度ギャップアスコン(13) | |
| | | | 安定処理材 アスファルト量 4.4% | |
| | | | 粗粒度 20 ポリマー改質Ⅱ型 DS3000 以上 | |
| | | | 密粒度(20)ポリマー改質Ⅱ型, DS3000 以上 | |
| | | | 粗粒度(20)ポリマー改質Ⅱ型, DS5000 以上 | |
| | | | 密粒度 20 ポリマー改質Ⅱ型 DS5000 以上 | |

質問書

令和7年 月 日

(発注者)

様

(申請者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者：
電話番号：

| | |
|------|------------------------|
| 工事名 | 「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事 |
| 工事場所 | 山口市阿知須字遠石 地内 |
| 質問事項 | |
| | |

(注1) 持参又はFAXで、発注者へ1部提出すること。

(注2) 図面等が必要な場合は、適宜添付すること。

競争参加資格確認申請書及び誓約書

令和7年5月1日付けで公告のありました下記工事に係る競争参加資格について、書類を添えて申請します。

併せて、下記の工事に参加するに当たり、競争参加資格を確認するための資料に記載された事項及び下記誓約事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告日 令和7年5月1日

2 工事名 「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事

3 誓約事項

- 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定される者ではないこと。
- 本工事の契約締結の日までに建設業許可又は経営事項審査の有効期限が経過する場合は、遅滞なく建設業許可を更新又は経営事項審査を受審すること。
- 公告に定めのある営業所等を、次のとおり有していること。

| 営業所等の種別 | 名称及び所在地 |
|---------|-----------|
| 主たる営業所 | 名称 所在地 |

年 月 日

(契約担当者)

様

(申請者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

(担当者 :
電話番号 :)

誓約書

下記の工事に参加するに当たり、入札参加資格確認資料に記載された事項及び下記誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日
- 2 工事名
- 3 誓約事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定される者ではないこと。
- (2) 本工事の契約締結の日までに建設業許可又は経営事項審査の有効期限が経過する場合は、遅滞なく建設業許可を更新又は経営事項審査を受審すること。
- (3) 入札公告に定めのある営業所等を、次のとおり有していること。

| 共同企業体の名称 | | | |
|----------|-------------------|-------------|-----------|
| | 商号又は名称 及び代表者氏名 | 営業所等 の種別 | 名称及び所在地 |
| 代表者 | | | 名称 所在地 |
| 構成員 | | | 名称 所在地 |
| 構成員 | | | 名称 所在地 |

年 月 日

(契約担当者)

様

(申請者（共同企業体の代表者）)

所在地
商号又は名称
代表者氏名

（ 担当者：
電話番号： ）

- 注 1 営業所等の種別欄には、名称及び所在地欄に記載する営業所等が、「主たる営業所」、「法第3条第1項の営業所」、「法第3条第1項の営業所以外の営業所」、「工場等」のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 構成員欄が不足する場合には適宜追加すること。また、不要の欄がある場合は、斜線等により抹消すること。
- 3 記載した営業所等が確認できる書類の写しを添付すること。ただし、他の書類に添付した書類で確認できる場合には、二重に添付する必要はない。
また、確認できる資料として利用できる書類は、概ね次の書類が考えられるので、申請する際の参考とすること。
- ア 主たる営業所・・・総合評定値通知書、建設業許可通知書等
 - イ 法第3条第1項の営業所・・・建設業許可申請書及び別表又は変更届
 - ウ 法第3条第1項の営業所以外の営業所又は工場等・・・登記簿謄本、固定資産税の課税証明等

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 （共同企業体の代表者）
住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の共同企業体について、貴県所管に係る「2050年の森」キャノピーウォーク整備工
事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から
確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

| 共同企業体の名称 | | | | |
|-------------|-------------------|---------------------|------|-------|
| 構 成 員 | 商号又は名称 及び代表者氏名 | 許可を受 けている 建設業 | 許可番号 | 許可年月日 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第4号様式

設計技術者に関する雇用関係等証明資料添付書

工事名：「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事

商号又は名称： _____

1 設計技術者の氏名： _____

2 雇用関係等証明資料(健康保険被保険者証、又は、監理技術者資格者証 など)

※健康保険被保険者証(表面)を添付する場合は、保険者番号、被保険者等記号及び番号に必ずマスキングを施すこと。

※縮小して貼り付ける

3 一級建築士または二級建築士の資格を有する証明書類の写し

※ 縮小等して貼り付けるものとする

第 5 - 1 号様式

配置技術者の資格調書

工 事 名 : 「2050 年の森」 キャンピアーウォーク整備工事

商号又は名称 :

1 配置技術者の氏名等

| | |
|---------------|--|
| 配置予定者の氏名 | |
| 法令による 配置資格 | <p>① 建設業法第 7 条第 2 号のイ (指定学科卒業後一定年数以上の実務経験)</p> <p>② 建設業法第 7 条第 2 号のロ (十年以上の実務経験)</p> <p>③ 建設業法第 7 条第 2 号のハ (一級又は二級の国家資格)</p> <p>※ 下請工事の金額が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上となる ことが見込まれる場合は以下の項目から選択してください。</p> <p>④ 建設業法第 15 条第 2 号のイ (一級の国家資格)</p> <p>⑤ 建設業法第 15 条第 2 号のロ (①から③のいずれかに該当し、かつ、元請金額が 4,500 万円以上のもの について二年以上の指導監督的実務経験)</p> <p>⑥ 建設業法第 15 条第 2 号のハ (国土交通大臣が④又は⑤と同等と認定)</p> |

2 配置技術者の重複状況

| | | |
|---------|--|--|
| 工事名 | | |
| 発注者名 | | |
| 入札日又は工期 | | |
| 従事役職 | | |

第5—2号様式

配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書

工事名：「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事

商号又は名称： _____

1 資格者証の写し

| |
|--------------------------|
| <p>※ 縮小等して貼り付けるものとする</p> |
|--------------------------|

2 監理技術者資格者証等(雇用関係等証明資料を兼ねる。)

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>表面</p> <p>※縮小して貼り付ける</p> | <p>裏面</p> <p>(監理技術者講習修了履歴の記載がある場合は裏面を貼り付けるものとし、記載がない場合は監理技術者講習受講証明書を添付するものとする。)</p> <p>※縮小して貼り付ける</p> |
|-----------------------------|---|

3 健康保険被保険者証表面

| |
|--|
| <p>表面</p> <p>(監理技術者資格者証で3箇月以上の雇用関係を証明できる場合は、添付不要。)</p> <p>※添付する場合は、保険者番号、被保険者等記号及び番号に必ずマスキングを施すこと。</p> <p>※縮小して貼り付ける</p> |
|--|

第6号様式

非適合理由説明申請書

(契約担当者)

様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日 第
適合の理由説明を求めます。

号で通知のあった下記工事に係る競争参加資格非

記

- 1 工事名 「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事
- 2 工事場所 山口市阿知須字遠石 地内

(担当者 :
電話番号 :)

競争参加資格確認申請書のチェックリスト

競争参加資格確認申請書の提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認してください。

※本チェックリストは競争参加資格確認申請書に添付する必要はありません。

| 項目及び提出書類 | チェック欄 |
|---|--------------------------|
| 競争参加資格確認申請書及び誓約書(第1号様式)を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付されているか。 【例 1/〇〇～〇〇/〇〇 等】 | <input type="checkbox"/> |
| 競争参加資格確認申請書及び誓約書(第1号様式) または、 誓約書(第2号様式)および共同企業体競争入札参加資格審査申請書(第3号様式) | <input type="checkbox"/> |
| 設計技術者に関する雇用関係等証明資料添付書(第4号様式) ・ 設計技術者を1名配置 | <input type="checkbox"/> |
| 配置技術者の資格調書(第5-1号様式) ・ 配置予定技術者は3名まで、ただし別葉で作成すること | <input type="checkbox"/> |
| 配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書(第5-2号様式) ・ 配置予定技術者は3名まで、ただし別葉で作成すること | <input type="checkbox"/> |
| 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し | <input type="checkbox"/> |
| 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し | <input type="checkbox"/> |

※項目及び添付資料の有の場合は、□欄に「レ」と記入して確認する。

令和 年 月 日

(契約担当者)

様

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

技術提案書及び参考見積書の提出について

令和7年5月1日付けで公告のありました下記工事の競争参加に係る技術提案書等について、書類を添えて提出いたします。

記

1 工事名 「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事

2 工事場所 山口市阿知須字遠石 地内

3 書類目録

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| (1) | 技術提案書及び参考見積書の提出について(第6号様式) | 1枚 |
| (2) | 技術提案(第7号様式)及び参考資料 | ○枚 |
| (3) | 設計業務の参考見積書 | ○枚 |
| (4) | 建設工事の参考見積書(概算) | ○枚 |

計 ○枚

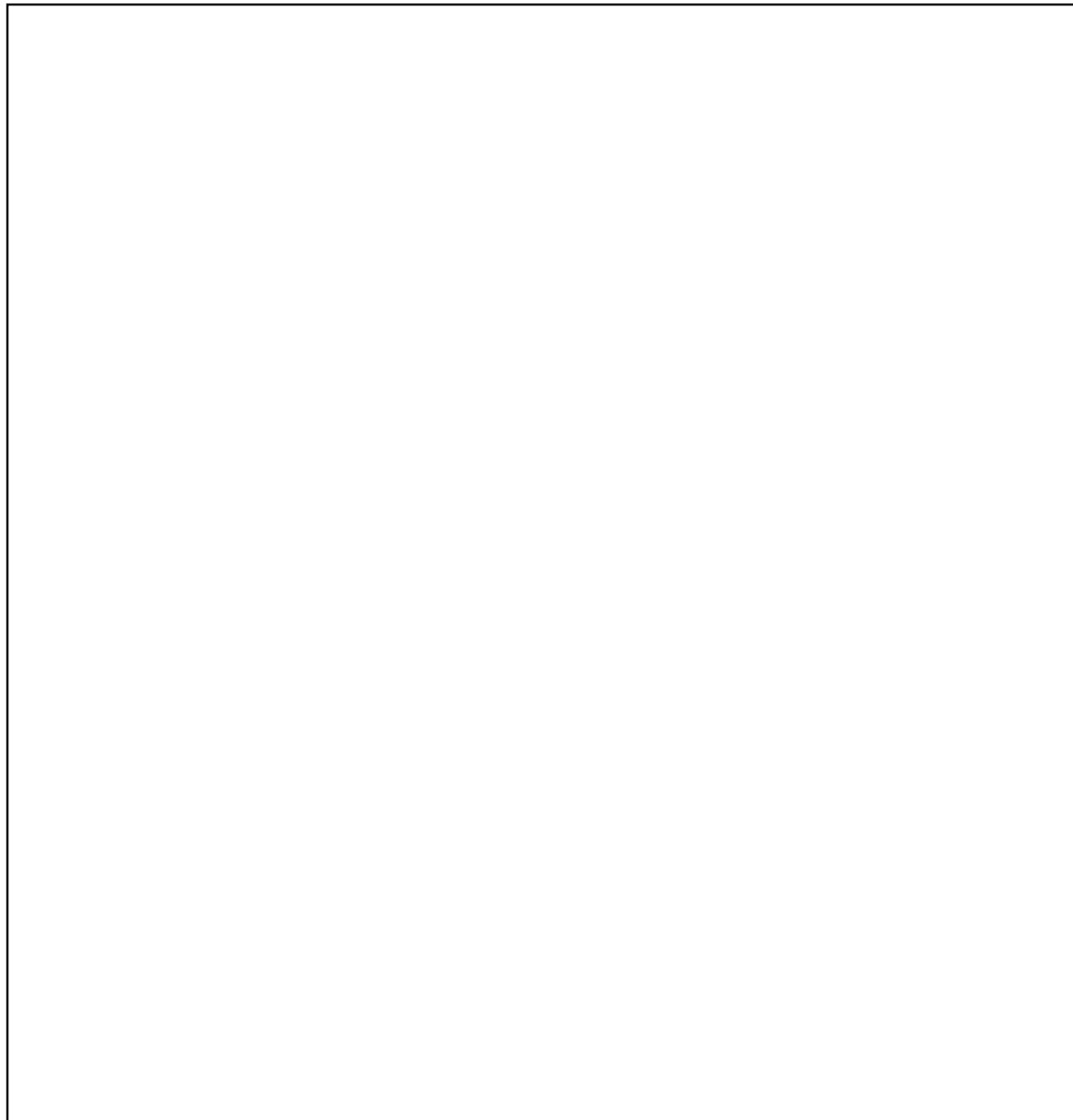
【連絡先】担当者

所属

氏名

電話番号

FAX



注 1) A 4 サイズ片面 1 0 枚程度(ただし図表については A 3 折込も可)とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。本様式を使用する場合、注意書き(注 1 ~ 3)は削除してかまわない。なお、各社の任意様式でも構わない。

注 2) 提出者を特定することが出来る内容の記述(具体的な社名、個人名等)を記載してはならない。

注 3) 技術提案について、類似実績がある場合は実績を明記すること。

第9号様式

競争参加資格申請書の内容について

工事名 「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事

工事場所 山口市阿知須字遠石 地内

令和7年 月 日付けで競争参加資格申請をした上記の工事の参加資格については、以下のとおりです。

令和7年 月 日

(契約担当者)

様

- 1 内容に変更がない。
- 2 内容に変更がある。
(1)変更の内容

(2)変更の理由

(申請者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

注 1又は2の該当に○を付すこと。なお、2に○を付した場合は、必要な資料を添付すること。

(担当者 :
電話番号 :)

第10号様式

技術提案の非選定理由説明申請書

(契約担当者)

様

(申請者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日 第 号で通知のあった下記工事に係る技術提案の非選定の理由説明を求めます。

記

- 1 工事名 「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事
- 2 工事場所 山口市阿知須字遠石 地内

〔 担当者 :
電話番号 : 〕

第 1 1 号様式

技術提案の評価の通知に関する問合せ

(契約担当者)

様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者

E-mail

年 月 日 第 号で通知のあった下記工事に係る技術提案の評価の通知
について、その理由の説明を求めます。

記

1 工事名 「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事

2 工事場所 山口市阿知須字遠石 地内

3 問合せ事項等

技術提案のテーマ

具体的な技術提案の内容

確認したい事項

技術提案書等のチェックリスト

技術提案書等の提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認してください。

※本チェックリストは技術提案資料に添付する必要はありません。

| 項目及び提出書類 | チェック欄 |
|--|--------------------------|
| 技術提案書及び参考見積書の提出について(第7号様式)を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付されているか。 【例 1/〇〇～〇〇/〇〇 等】 | <input type="checkbox"/> |
| 技術提案書及び参考見積書の提出について(第8号様式) | <input type="checkbox"/> |
| 技術提案(任意様式)及び参考資料 | <input type="checkbox"/> |
| 設計業務の参考見積書 | <input type="checkbox"/> |
| 建設工事の参考見積書(概算) | <input type="checkbox"/> |

※項目及び添付資料の有の場合は、□欄に「レ」と記入して確認する。